

小田原市監査委員公表第3号

令和元年 7 月 1 8 日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 鈴 木 美 伸

定期監査（I）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成31年4月12日から令和元年6月26日まで

3 監査実施部課等

福祉健康部	福祉政策課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課 保険課、健康づくり課
子ども青少年部	子育て政策課、保育課、青少年課
消防	消防総務課、予防課、警防計画課、救急課、情報司令課 小田原消防署、足柄消防署
教育部	教育総務課、学校安全課、教育指導課

4 監査の対象

主として平成30年度の収入・支出等の財務事務の執行及びチェック体制について

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

(1) 財務事務

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

ア 収入事務

(ア) 出納員について（消防総務課）

出納員が長期にわたり不在となっていたが、新たに任命していなかった。

(イ) 現金出納事務について（教育総務課）

収納金を財務規則で定める期限までに金融機関に払い込みしていないものが見受けられた。

イ 支出・契約事務

(ア) 契約の執行方法について（健康づくり課）

従来、少額随意契約として見積り合わせで執行していた業務委託契約について、予定価格の変更に伴い入札が必要となったにもかかわらず、入札を行ってなかった。

(イ) 概算払の補助金の額の確定について（福祉政策課、高齢介護課、健康づく

り課、子育て政策課、青少年課、消防課、教育総務課、学校安全課)

概算払による補助金について、会計年度独立の原則に反し、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を行わず、額の確定を行っていなかった。

(ウ) 補助金交付要綱について（福祉政策課、高齢介護課、健康づくり課、子育て政策課、消防課、教育総務課、学校安全課、教育指導課）

概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。

(エ) 補助金交付決定通知への条件の記載について（保育課）

小田原市小規模保育設置促進事業費補助金は県補助金の間接補助を行うものであるが、補助事業者に対し交付決定を通知する際、競争入札の実施や施行業者からの寄付受入禁止など、県の補助要綱で市が付することと規定されている補助条件の一部を通知書に明記していなかった。

(2) 行政財産目的外使用許可事務について

行政財産目的外使用許可事務については、対象となる財産を管理する課が申請を受理して許可に係る事務を執行しているが、小田原市道路占用料徴収条例の規定の例により使用料を決定する物件について、種類の判断及び賦課された使用料の額に疑義があるものが見受けられた。

同条例の規定の例により算定する使用料の判断は財産を管理する課のみでは対応が難しい事例もあることから、運用の統一が図られるような仕組みを検討されたい。

今回の監査では、個人向けの給付を支出する課が多く含まれていることから、それらの事務の不正及び誤謬に対するチェック体制について確認を行ったところ、確認した支給事務に関する体制については、現時点で一定のチェックが行われていることが認められた。一方で、そのチェックは事務担当者の視点からのものであり、どちらかという誤謬の発生防止に重心が置かれているように感じられた。

誤謬の防止のチェックと不正防止・抑止のチェックは必ずしも同じではなく、管理監督者層には不正防止・抑止の観点から、効率的かつ効果的なチェックが求められる。このチェックは、現在の事務担当者を疑うからではなく、不正を行う者が将来にわたり出現しないよう、組織としての防止・抑止体制を整えるために必要なものである。

多数の個人へ一斉に支払う給付金等の支出事務など、リスクが高いと考えられる事務については、不正防止・抑止に関して、事務フローなどでリスクと管理監督者層のチェック手順等が明確化され、かつ、管理監督者間でその引継ぎが行われることが望まれる。